

一般社団法人言語習得研究機構 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人言語習得研究機構（英語名：The Research Institute of Language Acquisition 略称「RILA」）と称する。

(主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県静岡市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、言語習得に関する研究及び技術開発に取り組むとともに、その成果を学校における言語教育活動へと応用させていくことを通して、わが国の学術及び社会のさらなる発展に言語習得・言語教育の立場から貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 児童、生徒、学生などの母語及び母語以外の言語を習得する際のメカニズムの解明を目指した理論的・実証的研究、並びに学会発表や論文投稿による研究成果の発信
 - (2) 研究成果に基づいた言語教育技術の提案、関連するソフトウェア及びツールの開発
 - (3) 研究により得られた知見や最新動向などを学校教員や一般に広く紹介するセミナーやシンポジウムの開催、動画や出版物、記事の制作
 - (4) 言語教育に関するノウハウの提供を通じた、学校教育現場や行政との連携、協力
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、原則として日本国内において行うものとする。

第3章 社員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、この法人の目的に賛同する個人又は団体であって、次条の規定によりこの法人の会員となった者をもって構成する。

- 2 前項の会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(入社)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、入会申込書を提出し、代表理事の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、入会金及び会費として、社員総会において別に定める額を納めなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の決議により、その会員を除名することができる。

(1) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に違反する行為があったとき

(2) この法人の定款又は規則に違反したとき

(3) その他除名すべき正当な事由があったとき

2 前項により除名が決議されたときは、除名された会員に対して、代表理事はその旨を通知しなければならない。

(資格喪失)

第10条 会員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 任意退会したとき

(2) 除名されたとき

(3) 2年以上入会金又は会費を滞納したとき

(4) 全ての会員の同意があったとき

(5) 会員が死亡したとき、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、支払われた入会金、会費その他の拠出金品はこれを返還しない。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての会員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、一般法人法が規定する事項、その他この法人に関する一切

の事項について決議することができる。

(開催)

第13条 定時社員総会は、毎事業年度の終了後2ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

2 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知しなければならない。

(会員による招集の請求)

第15条 総会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において、議長を選出する。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(定足数)

第18条 社員総会は、総会員の議決権の過半数を有する会員の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 定款の変更
- (3) 解散

(4) その他法令で定められた事項

3 理事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

第5章 役員

(役員を設置)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

理事 2名以上5名以内

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 代表理事は、理事の互選によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、この法人を代表し、その業務を統括する。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した理事の補充又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の理事の任期の残存期間と同一とする。

3 理事は、定款第21条に定める定数に不足するときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

4 理事は、再任を妨げない。

(役員解任)

第25条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第26条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価としてこの法人から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という)は、社員総会の決議によって定める総額の範囲内において、報酬等の支給の基準に従って算定した額を支給することができる。

2 前項の規定にかかわらず、理事には費用を弁償することができる。

第6章 財産及び会計

(事業年度)

第27条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資産の管理)

第28条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その管理方法は、理事の過半数の決定によって定める。

(事業計画及び収支予算)

第29条 この法人の事業計画及び収支予算は、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び収支決算)

第30条 この法人の事業報告及び収支決算は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に、代表理事が次の各号の書類を作成し、理事の過半数の承認を経て定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告書の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の規定により報告又は承認された書類のほか、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

3 貸借対照表は、定時社員総会の終結後、遅滞なく公告しなければならない。

(特別会計)

第31条 この法人は、事業の遂行上必要があるときは、理事の過半数及び社員総会の承認を得て、特別会計を設けることができる。

2 前項の特別会計に係る経理は、一般の経理と区分して整理するものとする。

(借入金)

第32条 この法人が借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事の過半数の承認を得なければならない。

第7章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第33条 この法人の定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第34条 この法人は、社員総会の決議、その他一般法人法第148条の規定に基づき解散する。

(剰余金の処分制限)

第35条 この法人は、剰余金を分配することができない。

第8章 情報公開及び個人情報の保護並びに公告

(情報公開)

第36条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事の過半数の決定により別に定める。

(個人情報の保護)

第37条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事の過半数の決定により別に定める。

(公告)

第38条 この法人の公告は、電子公告により行う。

第9章 附則

(略)